

災害時の発達障害児（者）への 支援についての手引き

令和7年3月 策定

山 梨 県

目 次

第1章 策定の趣旨	1
1. 趣旨	1
2. 発達障害の特性について	1
第2章 災害時における「発達障害児（者）」への支援について	4
1. 避難所における「発達障害児（者）」への対応・配慮	4
参考 発達障害児・者のニーズを踏まえた 障害福祉サービス等の利用支援に関する調査	

第1章 趣旨

1. 趣旨

この手引きは、令和6年1月4日付け事務連絡、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室の通知「被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」を踏まえ、発達障害児（者）とその家族への支援を目的とし、市町村の職員などを対象に災害時における発達障害児（者）への対応を理解していただくため、作成したものです。

近年発生した東日本大震災や熊本地震、能登半島地震では、多くの方々が被害を受け、避難を余儀なくされました。

本県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの災害発生が懸念されています。

発達障害児（者）やその家族における被災地での生活は、その特性から、スムーズに避難できない、避難所で落ち着いて過ごすことができない、心理的なショック（慣れない生活状況）から体調を崩すなど、より厳しい環境におかれる恐れがあるため、周囲の理解と協力が必要です。

また、被災後は、長期にわたり専門の医師からの診療が受けられない状況となり、避難所の運営スタッフ等が発達障害児（者）を直接支援することも想定されます。

このような状況において、発達障害児（者）における特性について理解している人が適切に対応することで、当事者を含めて周囲も安心して過ごせるようになります。

2. 発達障害の特性について

幼児期や小学生、中学生の頃に、日常生活や友達関係、学習などで特別な困難が明らかになることがあります。

これらの困難に対応するために、医療ではその特性に基づいて後述のような診断を行います。これを総称して「神経発達症（発達障害）」と呼んでいます。

なお、行政や教育、福祉の分野では、日常生活や学習などで全般的な発達の遅れがある場合を「知的障害」といい、それぞれが持つ得意・不得意の差が大きく、支援が必要な困難を抱える場合を「発達障害」と呼んで区別しています。

ここでは、一般的に発達障害として挙げられる、自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）について取り上げます。

※発達障害者支援法では、「発達障害」を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義しています。

◆主な発達障害

(1) 自閉スペクトラム症 (ASD)

主な特性：こだわり、対人・コミュニケーションの苦手さ、感覚過敏・鈍麻

自閉スペクトラム症 (ASD) は、相手の気持ちや言葉を瞬時に理解するのが苦手で、一方的な会話になったり、状況を把握するのが難しく、その場にそぐわない言動をしてしまったりすることがあります。

また、見えないことや理解していないことを想像するのが苦手なため、新しい場所や人に慣れるのに時間がかかり、状況の変化に柔軟に対応するのが難しいことがあります。

さらに、多くの人よりも感覚が敏感で、音やにおいを他の人よりも強く感じて不快に感じたり、触られたりすることを極端に嫌がることもあります。

理屈に基づいて考えることや、興味のあることにこだわり深く掘り下げることが得意な人や、正義感が強く、公正・平等を重んじる人もいます。

本人には悪気はありませんが、周囲とのズレが生じることで、本人にとって「なんでもないこと」や「困りごと」が、周囲の人には「違和感」や「変わった人」として受け取られてしまい、「困らせる人」と誤解を生むことがあります。

感覚の敏感さは、「困りごと」として相談を受けることが多いですが、感覚の鋭さが特別な能力として仕事などに発揮されることもあります。

(2) 注意欠如多動症 (ADHD)

主な特性：不注意、多弁・多動、衝動性

注意欠如多動症 (ADHD) は、学齢期の子どもに多く見られる発達障害であり、主な特徴は、不注意、多動、衝動性です。

- ・不注意：周囲の情報や興味に気を取られて、忘れ物が多かったり、本来の目的を遂行したりするのが難しくなります。
- ・多動：授業中などに急に立ち上がることや、じっとしていられないことがあります。
- ・衝動性：他人の話を遮ることがあり、感情を制御するのが難しいため、怒りやすくストレスに対する耐性が低いことがあります。

ADHD は、目の前のことにとらわれやすく、将来の成果に気持ちを向けることが難しいときがあります。

そのため、宿題の継続や長期的な目標に対するモチベーションを保つのが難しくなってしまふことがあります。

また、衝動的な行動や過度の活動性のために、教室で落ち着いて座ってられないことが多く、時間管理が苦手なことから、課題や提出物の期限を守ることも難しい場合があります。

うまく適応できている場合には、好奇心旺盛で活動的、行動力があるなどポジティブな特徴として捉えられているかもしれません。

しかし、ADHD の特徴によっては、日常生活や学校生活において対人関係のトラブルが生じたり、学習機会を逃したりしてしまうことがあります。

また、達成感が体験できないまま、失敗や叱責が重なると、自信をなくしてしまうこともあります。

自尊心を低下させず、自己肯定感や自己効力感をもたせるためには周囲の理解とサポートが大切です。

(3) 限局性学習症 (SLD)

主な特性：読み、書き、計算のどれかが極端に苦手

限局性学習症 (SLD) とは、本人自身のその他の能力、生活年齢に比して極端に読んだり、書いたりすること、数学的な概念理解の困難さがあり、主に、読み書き障害、算数障害が挙げられます。

・読み書き障害

文字を読んだり、書いたりすることに困難を示す症状です。

主に聴覚系の短期記憶、音韻認識、視覚系の認知能力、形の記憶力、空間の認知能力、目と手の協調運動などに課題があると読み書きが難しくなります。

- 【読字】
- ・上手に文字を追えず、文字や行を飛ばして読んでしまう
 - ・文字と音を結びつけるのが苦手で、流暢に読むことが苦手
 - ・単語をまとまった一語として読めない、どこが文節か分からない
 - ・文字が歪む、二重になる、反転して見える

- 【書字】
- ・漢字の「へん」と「つくり」が逆になる。点や棒が多い、もしくは足りない
 - ・板書が上手く書き写せない、または時間が掛かる
 - ・点線をなぞったり、枠の中に文字を収めたりして書けない
 - ・区別が出来ずに似た文字を混同する

・算数障害

簡単な計算や図形の問題など、数にちなんだ学習に困難をきたすのが、算数障害です。

主に数の概念が備わっていないことや、視空間認知能力不足、文章内容の理解が難しいために起こるとされています。

- 【算数】
- ・数の大小が分からない
 - ・繰り上がりや繰り下がりミスが多い
 - ・図形やグラフの特徴や概念がつかめない
 - ・問題文の意味が理解できない
 - ・応用問題など、思考を発展させることが困難

第2章 災害時における「発達障害児（者）」への支援について

1. 避難所における「発達障害児（者）」への対応・配慮

発達障害児（者）について、「具体的にどのように対応したら良いのか」「発達障害について詳しくない人に、どう説明したら良いのか」といったことに適切なアドバイスや判断ができる人が必要です。

このような発達障害児（者）に対する支援に詳しい人がいるかどうか、まずは避難所の中で確認しましょう。

☆ 対応例：張り紙で「発達支援に関わっている方はいませんか？」

①安心できる場所の確保

被災したすべての人が、予想できない事態に遭遇して不安になっています。

発達障害児（者）は、普段の生活の中でも、新しい場面や状況が変化したときに、臨機応変に行動することが難しいことがあります。

不安になり、困ってしまうと落ち着かなくなったり、固まってしまったり、パニックになってしまったりする方がいます。

このような時に、行ったり来たり歩いてみたり（同じ行動を繰り返す：常同行動）、奇声を上げてみたりして、気持ちを落ち着かせようとする方がいます。

周りにいる方（被災者等）は、一見、奇妙な行動と思われるような行動を繰り返すのを見て、戸惑いを感じるかもしれません。

また、そのことを心配した家族が周りに迷惑をかけることを気にして、避難所にいづらくなることもあります。

☆ 対応例：部屋の角やテントの使用、衝立など個別の空間を確保する。

☆ 対応例：本人が落ち着くのであれば、中に入れる段ボール等を用意する。

☆ 対応例：家族で避難できる場所を確保する。

②具体的なわかりやすい指示

ザワザワしているところでは、話されている言葉に集中したり、聞き取ることが難しくなったりすることがあり、困っていることをうまく伝えられないこともあります。

大きな不安が迫ると周囲の支援者の働きかけに強い抵抗を示すこともあります。

そのため、何かして欲しいことがある時、スケジュールや場所の変更等がある場合には、曖昧な指示を避けて具体的な指示で伝えるようにしてください。

また、不安が強い時には気持ちを紛らわせられるような物や行動を提供してください。

☆ 対応例：文字や絵、実物を用いて、目に見える形で説明する。

☆ 対応例：一斉指示だけではなく、必要な方には個別に声をかける。

☆ 対応例：簡潔に具体的に話しかける。

☆ 対応例：そっちへ行ってはだめ！（そっちではなく具体的に。肯定的指示）

⇒ 「このシート（場所）に座ってください。」

なにか困っていませんか？（漠然とした質問に答えることが苦手）

⇒ 「家族はどこにいますか？」

黙って手を引いて誘導する。

⇒ 「〇〇（予定）はありません。□□をします。」
「ここには〇〇ない。」とだけ言う。
⇒ 「〇〇は□□（場所）にあります。」と具体的に教える。
「そこでちょっと待っていて。」（わかりやすく具体的に説明する。）
⇒ 「10 分後に説明します。」

☆ 対応例：筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等を提供する。
チラシ配りや掃除などの簡単な作業を割り当てる。
子どもたちが遊んだり、身体を動かせたりできる場所を確保する。

注意：発達障害児（者）の中には、他人に起こったことでも自分のように感じてしまうことがあります。
さらに、発達障害のある場合には、想定以上の恐怖体験になることがあります。
災害のテレビ映像や YouTube などを見せずに、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることが必要です。

③感覚的な敏感／鈍感さ

感覚刺激に対して非常な過敏さを持っている方がいます。

一般的に気にならないような音やにおい、光、味覚（偏食）、手の汚れなどについて、皆さんが想像する以上に過敏に受け取る方がいます。

ザワザワした雰囲気や人混みなどの大勢の人がいる環境が、苦痛で避難所の中にいられないことがあります。

反対に、鈍感さのために治療が必要となるような怪我をしているのに、平気な顔をしていることもあります。

体調や怪我について我慢しているのではなく、本人自身が気づいていない場合があります。

気づかずにそのまま放置すると、体調や怪我の状態が悪化してしまう場合がありますので、丁寧な観察と聞き取りが必要です。

<敏感さ>

☆ 対応例：安心できる場所（前述）に案内する。

☆ 対応例：事前にイヤーマフや耳栓を準備しておく。

<鈍感さ>

☆ 対応例：息切れ、咳などが頻繁でないか、やけどや切り傷、打撲などがないか、着衣が濡れたままでも着替えていないことがないかなど、しっかりと状態を観察する。

☆ 対応例：「いつもより寒くないですか」「歩くときにふらふらしませんか」「頭のこぶ、腕や足に怪我がありませんか」「洋服の着替えがありますか」などの声かけを行う。

④危険な場所が分からないとき

足場のわるいところや地盤のゆるいところなど危険なところに行ってしまったたり、医療機器を触ってしまったたりする方がいますので、注意が必要です。

☆ 対応例：ほかに注意や関心が向く興味のある遊びや手伝いに誘う。

☆ 対応例：行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける。

⑤家族の状態の確認

家族が、災害の影響で発達障害児（者）から離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、発達障害児（者）の家族のストレスは高まります。

発達障害児（者）の支援を一番長い時間担当するのは家族であり、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

【 家族への支援が必要になる場面 】

- ・多動や衝動的な行動、奇声やパニック、こだわり行動などがあって、家族が発達障害児（者）の対応に追われている場合。
- ・発達障害児（者）の行動のことで、周囲の避難所にいる人に理解や協力を得られずに孤立している場合。

○ 家族への具体的な声かけ

- ・「一日の中で、どのような時間が一番大変ですか」
- ・「どの場所（場面）で大変さを感じますか」

⑥周囲に協力してくれる人がいるかどうかの確認

発達障害児（者）は、一人ひとりの健康状態、ストレスの蓄積につながる状況などが個々様々で、対応方法が見つけにくいことがあります。

個別的な配慮が必要になる場合は、周囲にその方のことをよく知っている人がいるか、その人は協力してもらえそうか確認しておく必要があります。

【 周囲の対応が必要になる場面 】

- ・トイレの場所や食事の時間など、頻繁に会場責任者のところに質問に来る人がいた場合。
- ・周囲と全く関わらない発達障害児（者）がいる、発達障害児（者）が繰り返し叱られているなど、集団の大多数の動きとは違う状態を示している場合。
- ・水や食料、毛布などの配給時、市役所や銀行の手続きがあるにもかかわらず、ずっと待ってられず、騒いでしまう子どもがいた場合。

○ 具体的な声かけ

- ・「（発達障害児（者）の対応に）困ったときに、相談できそうな方は近くにいますか？」
- ・「普段はどんな人に相談していますか？」
- ・「（その他、周囲の人に）普段の様子をご存じの方はいますか？」

☆ 対応例：家族の代わりに発達障害児（者）の相手をしたり、発達障害の特性を家族と一緒に周囲の人たちに説明したりしていただくと、家族はたいへん助かります。

【参 考】

発達障害児・者のニーズを踏まえた 障害福祉サービス等の利用支援に関する調査

○目的

東日本大震災の被災地における発達障害児・者の必要なニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービスの提供

○調査地域

岩手県、宮城県（仙台市を除く）、福島県

○調査期間

平成 24 年 2 月～3 月

○形式

記入式アンケート

「就学前幼児用」「学齢児用」「15 歳以上用」の 3 種の調査票を使用

○対象

発達障害児・者（および家族）

○調査方法

県担当職員より、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所等へ依頼し配布、回収

○集計・分析

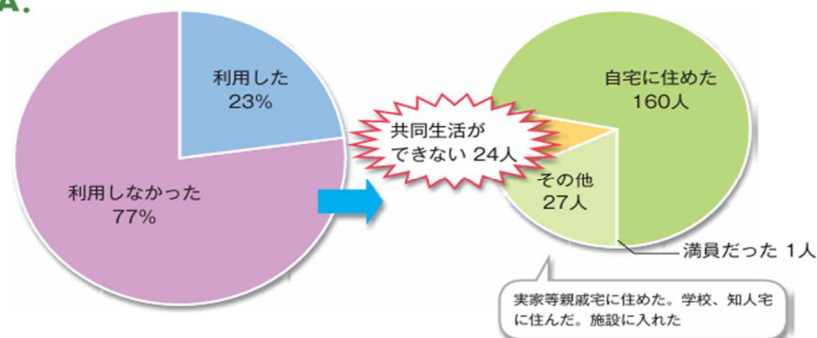
国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

2011 年の東日本大震災の際の発達障害児に関する調査では、発達障害を有するお子さんをお持ちの 77%が避難所を利用していませんが、そのうちの 11.3%の方が『共同生活することが出来ない』ということを経験しています。

避難所は利用できたか

Q. 避難所を利用しましたか？

A.



我慢できない、静かにできない、ひとりごとを話す、飛び跳ねてしまうなど、どうしても他の人に迷惑をかけてしまいます（12歳、他）



音に敏感でたくさんの人が集まる場所が特に苦手、体育館は音が響いて特に難しいです。運動するところと勘違いしているようです（16歳）

災害時の発達障害児・者支援エッセンス

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

Q. 避難所での生活はいかがでしたか？

A.



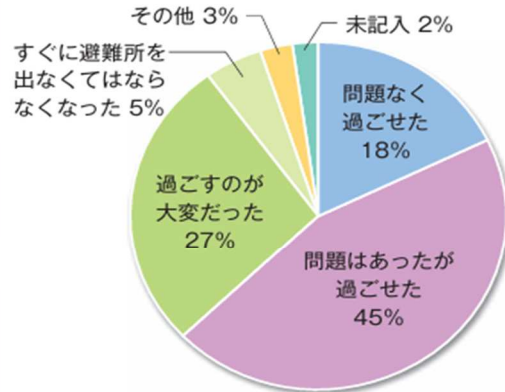
夜中に目を覚まし声を出すので2週間は車に泊まりました（7歳）



安定剤を服用させてもパニックは治まらず、多動は強くなるばかりでした（10歳）



この大変な時に「おなかすいた」「トイレ」と平気で言っていたので周囲に気がつかれました（44歳）



- ・大勢がひしめき合う一般避難所の環境は発達障害の人には過ごすのが難しい
- ・周囲の人に気兼ねして家族の心理的負担も大きい

災害時の発達障害児・者支援エッセンス

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

避難所運営に関しての要望や提案（自由記述）

環境について （場所、部屋の 配置、温度・ 騒音など）

- どうしても他の人に迷惑をかけてしまう（我慢できない、静かにできない）ことが多いので、個別に仕切られている場所があればいいと思います。（12歳）
- フェンスやついたてのようなもので視界をさえぎるように作っていただけると、だいぶ落ち着くと思います。（10歳）

物資の支給について

- 偏食があるので支給された物は食べませんでした。（6歳）
- 列に並ぶのが苦手な息子。周囲から叱られパニック。結局並ぶことを断念しました（10歳）
- 避難所を利用することは困難で車中泊等が考えられるため、物資の支給は避難所以外の場所でも提供してほしいです。（11歳）
- おむつを使っているのに「もうする年じゃないでしょ」と1～2枚しかもらえなくてすごく困りました。（5歳）

人的な支援について

- 障がいのある人たちや、その家族はどうしても、避難所を利用するのは、戸惑ってしまいます。そのような気持ちを相談できるような人がほしいです。それから、手を貸してくれるような人がいてくださったらうれしいです。（12歳）

その他

- 発達障がい「わがままな子」と思われることが多々あり、本人も家族も共同生活が厳しいのではと思います。（9歳）
- 緊急の時は遠くの福祉避難所より近くの学校などに避難するので、各学校一部屋は障害者枠を作してほしい。一般人への理解を求めても難しく、特に災害時はいらだっているため邪魔にされてしまいます。（9歳）
- 支援学校や施設も避難所になればもっと安心して過ごせると思います。発達障害を持っている方々を理解してくれる支援者がもっと必要だし、福祉避難所も用意する必要があると思いました（16歳）

（ ）内は発達障害のある人の年齢

発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援に関する調査報告
被害と避難の実態 国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

住まいや避難先の確保や環境に関すること 総数276人



発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援に関する調査：震災後のニーズ2

参考文献

<引用・参照資料>

1. 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援に関する調査

(国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報センター)

https://www.rehab.go.jp/ddis/disaster/disaster_research/

2. 災害時の発達障害児・者支援エッセンス 発達障害のある人に対応するみなさんへ

(国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報センター)

https://www.rehab.go.jp/ddis/disaster/disaster_essence/

3. 被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shougai_r6notojishin.html

4. 被災時の発達障害児者への支援

(公益社団法人 日本発達障害連盟)

<https://www.rehab.go.jp/application/files/8817/0528/3307/515138c3121fb7760b7bae84091510fa.pdf>